

民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、民間障害児（者）施設等（以下「施設」という。）に対し、予算の範囲内で民間障害児（者）施設等運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることにより、障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助事業）

第2条 補助事業は、本市会計期間（4月1日から翌年3月31日まで）に行う別表に定める事業とする。

（補助対象経費）

第3条 前条の事業において補助の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）平成29年度末までに整備された施設の整備に係る借入金の返済に充当する償還金（次号に定めるものを除く。）
- （2）地域生活支援拠点等の整備に係る借入金の返済に充当する償還金
- （3）土地及び建物の賃借に係る費用
- （4）初度調弁に要する費用
- （5）市内短期入所施設、医療提供施設について経営の安定に要する費用
- （6）本市以外の地方公共団体が所管する施設についての費用

（補助金の額）

第4条 前条第1号及び第3号から第5号の補助金の額は、次に掲げる金額を比較して最も少ないものとする。

- （1）対象経費の実支出額
- （2）事業者公募の募集要項等で定めた上限額

2 前条第2号の補助金の額は、次に掲げる金額を比較して最も少ないものとする。

- （1）対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額
- （2）事業者公募の募集要項等で定めた上限額

（市外施設の特例）

第5条 第3条第6号の施設であって、本市からの入所児（者）が入（通）所している施設に対する補助金交付の可否及び金額等については、当該所管庁と協議して交付する。

（暴力団排除）

第6条 施設又はその運営法人等において、代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある場合は補助対象事業者としないものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、「民間障害児（者）施設等運営費補助金交付申請書」（第1号様式）、交付申請額内訳書、運営法人の当該年度の予算書及びその他必要な文書を川崎市長（以下「市長」という。）に提出する。

（交付条件）

第8条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けた者（以下「補助金交付法人」という。）は、補助金を本要綱に基づき適正に使用し、申請目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助金交付法人は、補助事業を変更（中止又は廃止等）しようとするときは、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助金交付法人は、補助事業の遂行に困難が生じたときは、市長に速やかに報告し、指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助金交付法人は、補助事業が終了するときは、市長に報告しなければならないこと。
- (5) その他、本要綱の規定を遵守しなければならないこと。
- (6) その他市長が定める条件。

（補助金交付の決定）

第9条 市長は、第7条に規定する交付申請があったときは、その内容について審査し、補助金交付の可否及び補助金額を決定し、「指令書」（第2号様式）により当該申請を行った法人に通知するものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる交付の条件について、前項の指令書により指示するものとする。

- (1) 助成事業の内容又は助成事業の経費の配分の変更をする場合においては、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件。

3 市長は、前項各号に掲げる条件のほか、補助金交付法人による補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に関し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助金交付法人が補助事業に係る工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

イ その他市長が必要と認めるとき。

- (2) その他市長が必要と認める条件。

（補助事業の変更・中止・廃止）

第10条 補助金交付法人は、当該助成事業の内容又は助成事業の経費の配分の変更をする場合並びに事業を中止又は廃止する場合においては、「民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る事業の変更・中止・廃止承認申請書」（第3号様式）により、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

（変更・中止・廃止の承認）

第11条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容について審査し、承認の可否

について決定し、「民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る事業の変更・中止・廃止承認決定通知書」（第4号様式）により、補助金交付法人に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金交付法人が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な方法で補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）本要綱の規定に従って補助事業を行わなかったとき。
- （4）その他法令、条例又は本要綱等に基づき市長が行った指示に違反したとき。

（調査等）

第13条 市長は、必要と認めるときは、補助金交付法人の経理等の状況について、調査することができる。

2 市長は、補助金交付法人が本要綱の定めに違反したときは、補助金の一部又は全部の返還を命じることができる。

（支出特例等）

第14条 市内の施設に対する補助金は、年間の支払時期を数回に分けて、前金払又は概算払で支出することができる。

- 2 市外の施設に対する補助金は、年間の支払時期を数回に分けて、概算払で支出することができる。
- 3 補助事業に対し、交付の決定を受けた補助金に不足が生じたときは、補助金交付法人は、当該年度の3月末日までに「民間障害児（者）施設等運営費補助金追加交付申請書」（第5号様式）等を市長に提出することができる。
- 4 市長は、前項に規定する申請があった場合は、当該年度予算を踏まえ、交付の可否を判断し、第9条に準じて手続きを行うこととする。

（実績報告等）

第15条 補助金交付法人は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助事業が完了する前に本市の会計年度が終了したときは終了の日までに次に掲げる資料を提出しなければならない。この場合、補助金に剰余額が生じたときは、その額を返還するものとする。

- （1）「民間障害児（者）施設等運営費補助金実績報告書」（第6号様式）
 - （2）「発注実績報告書」（第7号様式）
 - （3）「入札（見積り）が行えないことに係る理由書」（第8号様式）
- 2 前項第2号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第9条第3項第1号の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
- 3 補助金交付法人は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、本市の競争入札参加資格者有資格者名簿に地域区分が市内かつ企業規模が中小として掲載されている者、又は当該補助金交付法人に対して直近の4月1日以降に記載内

容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第3号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第9条第3項第1号ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

5 前項の規定により事業を変更し、交付決定時より事業縮小した場合、補助金額は当該縮小状況に伴う減額を行う。また、減額については、当該年度の4月1日から事業変更日までの日数による日割り計算を行うこととする。

6 第10条の規定に基づく事業の中止、廃止により、事業を完了する場合、補助金額は、当該年度の4月1日から当該完了日までの日数による日割り計算を行うこととする。

（補助金の額の確定及び通知）

第16条 市長は前条の実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて行う実地検査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「民間障害児（者）施設等運営費補助金補助事業交付確定通知」（第9号様式）により、補助金交付法人に通知するものとする。

（届出事項）

第17条 補助金交付法人は、住所又は氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）を変更したときは、市長に速やかに届け出なければならない。

（書類の整備等）

第18条 補助金交付法人は、補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類を整備し、これを保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金を受けた日の属する市の会計年度の翌年度から、5年間保管しなければならない。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。（15川健療第85号）

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。ただし、附表の独立行政法人福祉医療機構に係る部分については、平成15年10月1日から適用する。（15川健療第688号）

2 川崎市内の知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に係る平成15年度補助金の精算にあたっては、なお従前の単価に基づく。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。（17川健療第43号）

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。(18 川健療第 27 号)

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 3 条第 1 項第 2 号に定める償還金のうち、平成 29 年度末までの期間に民間活用推進委員会又は川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会の審議を経て選定された施設の分については、補助金の額について、「対象経費の実支出額に 4 分の 3 を乗じて得た額」とあるのを「対象経費の実支出額」に読み替える。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第1項第2号の規定について、平成27年4月1日付け改正以前より補助金交付法人であった者については、「事業者公募の募集要項等で定めた上限額」を「平成26年4月1日付けで施行した本要綱第3条第1項に規定する別表に定めた補助金額」と読み替える。

別表（第2条関係）

法 律	事 業
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成17年法律第123号）	<ul style="list-style-type: none"> ・法第5条第7項に規定する生活介護 ・法第5条第8項に規定する短期入所 ・法第5条第11項に規定する障害者支援施設 ・法第5条第12項に規定する自立訓練 ・法第5条第14項に規定する就労移行支援 ・法第5条第15項に規定する就労継続支援
児童福祉法 （昭和22年法律第164号）	<ul style="list-style-type: none"> ・法第7条に規定する児童福祉（ただし、障害児にかかるものに限る）
医療法 （昭和23年法律第205号）	<ul style="list-style-type: none"> ・法第1条の2第2項に規定する医療提供

(第1号様式)

年度民間障害児（者）施設等運営費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 住 所
法人名
代表者名
施 設 名

民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり交付申請します。

1 申請額

金 _____ 円

2 添付書類

(別紙) 交付申請額算出内訳表

(別紙)

交付申請額算出内訳表 (川崎市用)

	申請額
平成 29 年度末までに整備された施設の整備に係る借入金の返済に充当する償還金 (別添償還年次表参照)	円
地域生活支援拠点の整備に係る借入金の返済に充当する償還金	円
土地及び建物の賃借に係る費用	円
初度調弁に要する費用	円
市内短期入所施設、医療提供施設について経営の安定に要する費用	円
本市以外の地方公共団体が所管する施設についての費用	円
計	円

住 所

法人名

代表者

年 月 日付けで申請のありました、 年度民間障害児（者）施設等運営費補助金
につきましては、民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次
の条件を付けて、 円の（追加）交付を決定します。

年 月 日

川崎市長

- 1 補助金交付法人は、補助金をこの要綱に基づき適正に使用し、申請目的以外に使用しない
いでください。
- 2 補助金交付法人は、補助事業を変更（中止又は廃止等）しようとするときは、市長の承
認を受けてください。
- 3 補助金交付法人は、補助事業の遂行に困難が生じたときは、市長に速やかに通知の上、
指示を受けてください。
- 4 補助金交付法人は、補助事業が終了するときは、市長に報告してください。
- 5 この助成金の交付時期、支払い方法、及び金額は、次のとおりとします。

(第3号様式)

年度民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る
事業の変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 住 所

法 人 名

代表者名

施 設 名

民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

1 事業の変更・中止・廃止理由

2 事業の変更・中止・廃止年月日

(第4号様式)

年度民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る
事業の変更・中止・廃止承認決定通知書

号
年 月 日

様

川崎市長

年 月 日付け第 号で申請のありました民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る事業の変更・中止・廃止承認について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 決定内容

2 承認の条件

(第5号様式)

年度民間障害児（者）施設等運営費補助金追加交付申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 住 所
法人名
代表者名
施設名

年 月 日川崎市指令 第 号で交付決定を受けた民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る補助事業について、補助金の追加交付を受けたいので、次のとおり追加交付申請します。

- 1 追加交付の理由
- 2 追加交付申請額
- 3 添付書類

(別紙) 交付申請額算出内訳表

(別紙)

交付申請額算出内訳表

施設名：

(単位：円)

内訳	金額
A 既交付決定額	
B 交付確定額	
C 過不足額 A - B	

(第6号様式)

年度民間障害児（者）施設等運営費補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 住 所
法人名
代表者名
施 設 名

年 月 日付けで交付決定を受けた民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る補助事業について、民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 事業実績

(別紙) 民間障害児（者）施設等運営費補助事業実績表のとおり

2 その他添付書類

(別紙) 交付申請額算出内訳表
収支決算書又は収支を証する書類

発注実績報告書

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 住 所
法人名
代表者名
施 設 名

年 月 日付けで交付決定を受けた民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る補助事業について、民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 発注実績（別添とすることも可）

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。

(単位：円)

	契約日	契約種別 (工事、委託、 物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

2 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い理由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書

(注) 市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約
- 2 発注先
- 3 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書		通
市内中小企業者以外による見積書		通

(※辞退届を含む)

- 4 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

(1) 市内中小企業者で取扱いがない
(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1) から (6) の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。
(6) の理由を選択した場合、その事由内容

民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱第15条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難しい理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注) 市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

法人名

施設名

代表者名

(第9号様式)

年度民間障害児（者）施設等運営費補助金補助金補助事業交付確定通知

様

川崎市長

年 月 日付け第 号で申請のありました 年度民間障害児（者）施設等運営費補助金補助金については、次のとおり確定しましたので通知します。

- 1 対象施設
- 2 交付条件
- 3 既交付済額
- 4 交付確定額
- 5 過不足額